

○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例

平成22年 6 月25日 条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、軽井沢町まちづくり基本条例（平成19年輕井沢町条例第13号）に定めるまちづくりを推進するため、町内において行われる土地利用行為に関し、町、町民等及び事業者並びに土地利用行為者の責務を明らかにするとともに、自然環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用行為について必要な手続等を定めることにより、自然環境及びそれにより形成される景観を保護し、もって明るく健康的な国際保健休養地としてのまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地利用行為 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築その他土地を利用し、又は土地利用の内容を変更する行為をいう。
- (2) 土地利用行為者 土地利用行為を行おうとする者又は行う者をいう。
- (3) 町民等 町民及び別荘所有者をいう。
- (4) 土地所有者等 町内の土地の所有権又は建築物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、町内で行われる土地利用行為に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(町民等及び事業者の責務)

第4条 町民等及び事業者は、自然環境の保護及び良好な景観の形成に自ら努めるとともに、町がこの条例の目的を達成するために行う施策に協力しなければならない。

(土地利用行為者の責務)

第5条 土地利用行為者は、土地利用行為を行うに当たり、当該土地利用行為が自然環境及びそれにより形成される景観に影響を及ぼすおそれのあることを自覚し、良好な自然環境が保たれるよう必要な措置を講ずるとともに、この条例に定める手続を遵守しなければならない。

(自然保護対策基準)

第6条 町長は、自然環境及びそれにより形成される景観を保護するため、土地利用行為に関する基準として、地域の特性に応じた区分ごとに自然保護対策に関する基準（以下「自然保護対策基準」という。）を定めるものとする。

2 町長は、自然保護対策基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（事前協議）

第7条 土地利用行為者は、規則で定める土地利用行為（以下「協議対象土地利用行為」という。）を行い、又は既に協議した協議対象土地利用行為の内容を変更しようとするときは、町長に規則で定める土地利用行為協議書その他必要な書類を提出し、その計画について協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。

2 協議対象土地利用行為のうち、非常災害のため必要な応急措置として行うものについては、前項の規定は、適用しない。

3 一団の土地（同一の敷地であった等一体的な利用がなされていた土地及び所有者が同一であった土地をいう。）又は隣接した土地において、同時に又は引き続いて土地利用行為が行われ、かつ、全体として一体的な土地の利用が行われる場合にあっては、これを一の土地利用行為とみなす。ただし、先行する土地利用行為及びこれに続く土地利用行為の間に、土地利用行為者の関連性が認められない土地利用行為その他規則で定めるものについては、この限りでない。

（説明の実施）

第8条 事前協議をしようとする土地利用行為者は、あらかじめ、町民等、近隣の土地所有者等その他協議対象土地利用行為の実施により、その生活環境に支障が及ぶおそれのある者に対し、当該協議対象土地利用行為の内容その他必要な事項を説明しなければならない。

（助言又は指導）

第9条 町長は、協議対象土地利用行為の計画が自然保護対策基準に適合しないと認めるときは、事前協議の相手方である土地利用行為者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

（事前協議の終了）

第10条 町長は、事前協議が終了したときは、土地利用行為者に対し、規則で定める協議終了確認書を通知するものとする。

（法令に基づく申請）

第11条 土地利用行為者は、事前協議を終了した後に、協議対象土地利用行為に係る法令又は他の条例に基づく手続を行うものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 町長は、土地利用行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、法令に基づく許認可を行う審査機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(1) 協議対象土地利用行為について、協議終了確認書の通知前に法令に基づく許認可の申請を行ったとき。

(2) 第9条に規定する助言又は指導に対して必要な措置をとらなかったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、協議対象土地利用行為について、町長が必要と認めたとき。

(協議内容の遵守)

第12条 土地利用行為者は、協議終了確認書の内容に従い適切に土地利用行為を行うとともに、協議対象利用行為に係る土地及び建築物若しくは工作物を管理し、又は維持しなければならない。

2 土地利用行為者は、協議対象土地利用行為に係る土地の所有権、地上権の移転若しくは設定をしようとするとき又は建築物の全部若しくは一部を賃貸しようとするときは、その相手方に対し、協議終了確認書の内容を説明しなければならない。

(地位の承継)

第13条 協議終了確認書を通知した土地利用行為について、当該土地利用行為者の一般承継人（以下「承継人」という。）は、被承継人が有していた当該協議に基づく地位を承継することができる。

2 前項の規定により地位の承継が行われた場合において、この条例の規定により被承継人が行った手続その他の行為は、承継人が行った行為とみなし、被承継人に対して行われた手続その他の行為は、承継人に対して行われた行為とみなす。

(立入調査)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地利用行為の区域内に立ち入り、当該土地利用行為その他の行為の状況を調査させ、又は土地利用行為者等に対して質問させること（以下「立入調査」という。）ができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、土地利用行為者等に対して提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土地利用行為者又は当該土地利用行為に係る設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。）若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第10条の規定による通知がされる前に当該土地において協議対象土地利用行為又はその準備行為があったとき。
 - (2) 第7条第1項の規定により提出された土地利用行為協議書その他書類に虚偽の記載があるとき。
 - (3) 土地利用行為者が第9条に規定する助言又は指導に対して必要な措置をとらなかったとき。
- (公表)

第16条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。

- 2 町長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者にその理由を規則で定める公表通知書により通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、軽井沢町自然保護審議会（軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）に規定する軽井沢町自然保護審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第17条 国、地方公共団体その他公共的団体（以下「公共的団体等」という。）が公共の目的で行う協議対象土地利用行為について、第7条から前条までの規定は、適用しない。この場合において、公共的団体等が協議対象土地利用行為を行おうとするときは、町長と事前に協議するものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に軽井沢町の自然保護対策要綱（昭和47年輕井沢町告示第13号）第4の1の規定による届出がなされて行われる事業については、この条例の規定は、適用しない。

附 則（令和2年6月12日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年9月30日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第15条の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第7条第1項の規定による提出をする新条例第2条第2号に規定する土地利用行為者並びに同日以後に提出される新条例第7条第1項に規定する土地利用行為協議書及びこれに係る新条例第2条第1号に規定する土地利用行為について適用し、同日前にこの条例による改正前の軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第7条第1項の規定による提出をする同条例第2条第2号に規定する土地利用行為者については、なお従前の例による。